

## 「中間試案後に追加された民法（相続関係）等の改正に関する試案（追加試案）」 に関する意見募集の結果について

### 第1 意見数

57件（29団体，個人28件）

なお，複数の個人が1通の意見書を提出している場合は，個人1件としてカウントしてある。

### 第2 意見の概要

#### 1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）（追加試案第2・1）

配偶者の居住権保護という政策的配慮に合致するものであり，被相続人の通常の意味にも合致する，他の相続人の取得分は減ることになるが，本方策の対象が居住用不動産に限定されていることにより合理性が担保される，要件が明確であり実務に資するなどとして，追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。もっとも，個人を中心に，生活保障の必要は他の相続人についてもいえ，配偶者のみを保護の対象とすべき理由はない，婚姻期間の長短は残された配偶者の生活保障の必要性とは直接関係がない，居住用不動産に限らず金銭も重要であるなどとして，追加試案に反対する意見も複数寄せられた。また，婚姻期間20年の算定方法が明確でない，贈与後に増改築された場合や居宅兼店舗が贈与された場合等に居住用不動産かどうかの認定が困難となり，争いが複雑化する懸念があるという意見もあった。

#### 2 仮払い制度等の創設・要件明確化（追加試案第2・2）

##### (1) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和するための方策（「(1)」）

最高裁の判例変更に伴い預貯金は遺産分割の対象とされたところ，現実的に必要となる支出に対応するために本方策は必要である，費目を限定列挙すると保護すべき事案が漏れてしまう危険性があることから例示列挙とすることは適当である，費目や上限額を限定しない点も仮払いの必要性・相当性については裁判所が具体的事案に即して判断を行うことになり妥当であるなどとして，追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。もっとも，保全処分として家事事件手続法に定めるのではなく，実体法において一部分割における一形態として規定を設けるべきではないか，相続人以外の第三者に対して預貯金債権が遺贈されている場

合のように、共同相続人全員と受遺者の利害が対立する場合に受遺者の利益にも配慮する旨の規定が必要ではないか、特別受益や寄与分の有無等の審理を含め、他の共同相続人の利益を害しないかどうかの審理に時間を要することとなり、保全処分になじまないといった意見も寄せられた。

## (2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策（「(2)」）

葬儀費用等の迅速な支払の必要性があり本方策は合理的である、簡易迅速な小口払いの制度が必要である、金額や割合の上限を設けることも裁判所の関与もなく費目の限定もなく払戻しを認める以上、他の相続人の利益に配慮する必要があり合理性がある、全国一律の運用により金融機関において手続が完結し国民にとって利用しやすいなどとして、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。もっとも、葬儀費用と相続債務の弁済という実務上ニーズの高い費目に限定して、金額にかかわらず（又は一定の上限金額内で）払戻しを認め、それ以外の費目については裁判所の判断を経る仮払い制度によって対応すべきではないか、追加試案の基準では一般的な葬儀費用をまかなえず、割合や上限額の定め方に問題がある、また、仮払いを許容する割合や上限額は時代の変化によって柔軟に見直す必要があるから、法律本体ではなく政省令に委任してはどうか、金融機関が国民のニーズに応えるため約款や商品設計を創意工夫し、法律の規定と異なる形で払戻しに応じることが法律上禁止されないよう手当てしてほしい、払戻しを受けた者やその金額が明確に記録化されないと後日の遺産分割手続において紛争となる、約款上一部の払戻しができないと規定されている定期預金等の扱いが明確でない、といった意見も寄せられた。

## 3 一部分割（追加試案第2・3）

実務上行われている一部分割の取扱いを明確にする点で有意義である、預貯金債権も遺産分割の対象であるとする最高裁決定を踏まえ、まず預貯金についてのみ分割協議を先行させようというケースも想定され、このような選択肢を設ける必要性は高まっているなどとして、追加試案の考え方に賛成する意見が大勢を占めた。もっとも、家事事件手続法第73条第2項による一部分割なのか、本方策による一部分割なのかの区別についてどのように判断するのか、何らの制限なく一部分割を認めてしまうと経済的な価値の低い不動産が放置されるという弊害が生ずる、一部分割を繰り返す場合には、その度に特別受益や寄与分を含め全部の遺産分割を行うのに必要な事項をすべて審理・判断をする必要が生じ、それぞれの遺産分割審判ごとに異なる判断がされる可能性がある、といった指摘もあった。

#### 4 相続開始後の共同相続人による財産処分（追加試案第2・4）

相続開始後の共同相続人による財産処分について、計算上生ずる不公平を是正するために一定の方策を講じることについては、計算上の不公平が生じることについてこれを正当化することは困難である、このような不公平な結果を回避するために新たな規律を設ける必要があるなどとして、これに賛成する意見が多数を占めた。一方、本方策の意図することは一定程度理解できるが実務に与える影響が大きい、現行法の下においては払戻しをした者の合意を得て遺産分割において処理をするか、合意ができない場合には不法行為又は不当利得で民事訴訟において処理をしているところ、本方策はこのような実務の柔軟な取扱いを阻害するものである、新制度を設けなくても、不当利得等によって相続人間の公平性を確保することは可能であるなどとして、一定の方策を講じることに対する意見も複数寄せられた。もともと、これらの意見においても、処分を行った相続人が処分をしなかった場合と比べて利得をするという計算上の不公平が生じるということはないということや、合意が得られない場合に不法行為や不当利得で処理をするとしても、具体的相続分に基いてその不公平が是正され得るということ、また、その不公平が生じたとしても問題はないということを具体的に論証した意見は見当たらなかった。

次に、【甲案】（遺産分割案）と【乙案】（償金請求案）とを比較すると、【甲案】を支持する意見が大勢を占めた。そして、【甲案】については、遺産分割の手続の中で一回的に処理することができ【乙案】より優れている、民法が具体的相続分に応じて分割するのが相当であるとの価値判断をしている財産は本来は相続開始時に存在した財産のはずであり、民法が予定する本来の姿に戻して一挙に解決しようとする方向性は支持されるべきである、当事者の合理的な意思にも合致しており公平感が認識されやすいなどとして、これを支持する意見が相当数寄せられたものの、①本方策は、相続開始後に特定の相続人によって処分された財産についても遺産とみなされる結果、遺産分割手続において、裁判所は、相続人間に争いのある相続開始後の遺産の処分全てについて調査、判断をする義務が生じることになり、遺産分割手続の長期化、複雑化をもたらすことになる、②本決定により預貯金についてはこれまで以上にその払戻しが困難になったものと考えられ、実際に本決定後に共同相続人による口座凍結前の駆け込み的な預貯金の引出しが増えているといった実態が存するという事実が論証されているわけではない、最判平成26年9月25日判例時報2258号30頁によれば、遺産分割の対象となる信託受益権（約1570万円相当）を国税当局が差し押えて、これを取り立てた（約230万円相当）という事案において、取り立てられたもののうち法定相続分に相当する分については不当

利得が成立する旨判示しており、当該処分額が処分者自身の法定相続分を超えているか否かにかかわらず、当該処分額に他の共同相続人の法定相続分割合を乗じた額の不当利得等が成立することが明らかになっている、③本方策によれば、相続債務の弁済や被相続人名義ではあるが自分がもらったものである（又はもともと自分のものである）といった合理性の認められる処分についても「処分」と認定する結果、当該処分を行った特定の相続人にその遺産の流出についての負担を負わせることになり不要な混乱を招く、④補足説明においては求償権を行使することで処理できるとしているが、個別の求償権を行使させること自体が迂遠であり、かつ、不公平であり、求償手続に委ねられることは家庭裁判所に対する不信感を醸成することになる、⑤審判には既判力がなく、民事訴訟において異なる判断がされて判決が確定した場合には、家庭裁判所における前提事項に関する判断が覆ることになるなどとして、これに反対する意見も複数寄せられた。なお、【甲案】を採用する前提として、遺産分割手続を非訟手続から訴訟手続に変更するなど、法制度上根本的な変更・転換を要するなどといった意見も寄せられた。

また、【乙案】については、遺産分割の手続をあまりに重いものにしないという観点から賛成する、【甲案】には問題が多く現時点で立案するのであれば【乙案】に賛成するなどとして、【乙案】に賛意を示す意見も複数寄せられたものの、【乙案】は具体的相続分に権利性を認めたことにほかならない、償金請求時の「損失」と遺産分割時点の遺産総額に基づいて計算した「損失」が一致しないことも考えられ、相続人間の実質的な公平を担保できているかどうか疑問がある、寄与分について考慮できない結果公平性が徹底されない、家裁のみで相続に関する紛争を解決することができず紛争の一回的解決の要請に反するなどとして、これに反対する意見が多数寄せられた。

## 5 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し（追加試案第4・1）

### (1) 金銭債権化について

遺留分減殺請求権の行使により生ずる権利を原則金銭債権化する点については、これに賛成する意見が大勢を占めた。

### (2) 負担額について

受遺者又は受贈者の負担額の規律についても、減殺の順序を定める現行法の規律についてその実質を維持するものであり、また、相続人が遺留分義務者である場合のいわゆる遺留分超過額説を明文化するものであるなどとして、これに賛成する意見が大勢を占めた。

### (3) 現物給付の規律について

現物給付の規律については、追加試案の提案に反対する意見の方が多かったが、賛否はほぼ拮抗しており、また、反対する意見においても、遺留分減殺請求権の金銭債権化自体に反対するもの、単純金銭債権化を主張するもの、現物給付の規律を設けることには賛成であるが、その方法として追加試案の提案には反対であり、中間試案における【甲案】(裁判所が現物給付の内容を定めるという案)又は【乙案】(現物給付の主張がされた場合、現行法と同様の規律で物権的効力が生ずるという案)を支持するもの等に分かれた。

現物給付の規律に反対する意見の多くは、受遺者等に指定権を与えると、遺留分権利者に不要な物を押しつけられるリスクが高まり、遺留分権利者の権利を不当に弱めることになり、遺留分権利者の生活保障に反する結果となるなどといった意見であった。また、単純金銭債権化すると、受遺者等が金銭を準備できず酷な結果になるのではないかといった点については、これに理解を示す意見も多く寄せられたものの、この問題は換価が困難な財産についてのリスクを遺留分権利者と受遺者等のいずれが負うのかの問題であり、そのリスクは被相続人から多くの財産の贈与や遺贈を受けた受遺者等が負うべきであり、多くの財産を取得した者が、遺留分侵害額に相当する金銭債務を負担し、その結果、その固有の財産をもって責任を負わなければならないとしても不合理とはいえないといった意見も寄せられた。

また、「イ」の現物給付の請求の時的限界については、追加試案においては、①事実審の口頭弁論終結時までと、②金銭債務の履行の請求を受けた時から一定期間内にしなければならないという2つの考え方を提案していたところ、パブリックコメントにおいては、後者の考え方を支持する意見が多く、現物給付の規律に反対する意見においても、仮に設けるとするならば、後者の考え方を支持する意見が多かった。なお、債務の履行の請求を受けた時からではなく、裁判上の請求を受けた時からを起算点とすべきという意見もあった。また、その期間については、1年間を支持する意見が多かったものの、6か月という意見もあった。

#### (4) 指定財産の放棄について

指定財産の放棄制度については、賛成・反対を明示した意見は多くなかったが、現物給付の規律に反対する意見の中でも、仮に現物給付の規律を設けるのであれば、指定財産の放棄制度は設けるべきであるという意見も複数寄せられた。

また、「エ」の期間については、追加試案の2週間又は1か月という短期間で指定財産の状況を調査するのは酷であるなどとして、相続放棄に準じて3か月とすべきという意見が多く寄せられたほか、その期間の伸長を認めることも検討すべきではないかという意見も寄せられた。

### 第3 今後における取扱い

提出された意見については、法制審議会民法（相続関係）部会における審議の参考資料として使用する。